

建築士事務所業務状況申告書

最終頁に建築士事務所立入調査
に関するご案内があります。

調 査 年 月 日	平成	年	月	日
調 査 員 名				

※上の欄にはご記入しないで下さい

建築士事務所名	登録番号	1・2・木 —
業 態	専業・兼業（建設会社、不動産会社、その他 []）	
建築士数	計 名（一級 名）内【構造設計一級 名 設備設計一級 名】	
	（二級 名）	事務所所在地
	（木造 名）	開設者名
従業員数	計 名（技術系 名・事務系 名）	電話番号

〔以下について自己チェックして番号を○で囲みまたは所要の事項を記入して下さい〕

項 目		開設者チェック		行政 チェック
			備考	
【1】	建築士事務所の登録事項の変更がある場合、届出等がなされていますか。 （法第23条の5第1項）	① 名称・所在地・役員等の変更がある場合、届出を行っていますか	(1)適 (2)否	
		② 所属建築士に対して住所等の届出を促していますか （法第5条の2）	(1)適 (2)否	
【2】	管理建築士の専任状況等について （法第24条）	① 管理建築士は、専任で勤務していますか	(1)適 (2)否	出勤簿等により確認する
		② 管理建築士が契約時等に必要な意見を述べていますか	(1)適 (2)否	
【3】	帳簿の備付け等について （法24条の4第1項）	① 帳簿が備付けられていますか	(1)適 (2)否	帳簿を確認
		② 帳簿の形態はどのようなものですか		・所定の様式 ・メモ程度 ・その他 []
		③ 帳簿に次の事項が記載されていますか		
		・ 契約の年月日	(1)適 (2)否	
		・ 契約の相手方の氏名又は名称	(1)適 (2)否	
		・ 業務の種類及びその概要	(1)適 (2)否	
		・ 業務の終了の年月日	(1)適 (2)否	
		・ 報酬の額	(1)適 (2)否	
		・ 業務に従事した建築士及び建築設備資格者の氏名	(1)適 (2)否	
		・ 業務の一部を委託した場合の委託業務の概要・受託者の氏名又は名称及び住所	(1)適 (2)否	設備・構造等の事務所について記載
・ 管理建築士の意見が述べられたときの当該意見の記載	(1)適 (2)否	【2】の②が(1)の場合記載必要		
	④ 帳簿は15年以上保存していますか	(1)適 (2)否	保存状況を確認	
【4】	図書（図面・計算書）は15年以上保存していますか	(1)適 (2)否	保存状況を確認	

項 目		開設者チェック		行政 チェック	
		備考			
【5】	標識の掲示について (法第24条の5)	① 標識は公衆の見やすいところに掲げられていますか	(1)適 (2)否	掲示状況を確認	
		② 標識は400ミリ×250ミリ以上で「名称、登録内容、開設者名管理建築士氏名、登録の有効期間」が記載されていますか	(1)適 (2)否		
【6】	業務に必要な表示行為について (法第20条)	① 設計図書へ建築士種別を表示して記名及び捺印をしていますか	(1)適 (2)否	設計図書にて確認	
		② 構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合に、その旨の証明書を設計の委託者に交付していますか	(1)適 (2)否	書面にて確認	
		③ 工事監理を終了したときは直ちにその結果を文書(第4号の2の2書式)で建築主に報告していますか	(1)適 (2)否	工事監理報告書を確認	
		④ 建築設備資格者の意見を聞いたときは設計図書、工事監理報告書に明示していますか	(1)適 (2)否		
【7】	構造設計、設備設計に関する特例(法第20条の2、法第20条の3)	① 構造(設備)設計を行ったときは設計図書に構造(設備)設計一級建築士である旨を表示していますか	(1)適 (2)否	設計図書にて確認	
		② 構造(設備)設計一級建築士以外の一級建築士が構造(設備)設計を行ったときは法適合の確認を求めていますか	(1)適 (2)否		
		③ 上記②の確認を求められたときは設計図書に構造(設備)設計一級建築士である旨を表示して記名および捺印をしていますか	(1)適 (2)否		
		④ 上記②の確認を求めた一級建築士から請求があったときは構造(設備)設計一級建築士証を提示していますか	(1)適 (2)否		
【8】	設計等の業務に関する報告書について (法第23条の6)	① 事業年度経過後3か月以内に、設計等の業務に関する報告書(第6号の2書式)を三重県建築士事務所協会あてに提出していますか	(1)適 (2)否		
【9】	名義貸しの禁止 (法第24条の2)	① 自己の名義をもつて、他人に建築士事務所の業務を営ませていませんか	(1)適 (2)否		
【10】	再委託の制限について (法第24条の3)	① 委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所以外の者に委託していませんか	(1)適 (2)否		
		② 委託を受けた階数3以上かつ床面積1,000㎡以上の共同住宅の設計又は工事監理の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所に委託していませんか	(1)適 (3)否		

項 目		開設者チェック		行政 チェック	
		備考			
【11】	書類の閲覧制度について (法第24条の6)	① 建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名又は名称、事務所が行った業務の実績等が記載された書類(第7号の2書式)が、委託しようとする建築主に閲覧させる事ができる状態ですか	(1)適 (2)否	閲覧書類を確認 事業年度経過後3 カ月以内に作成 し、当該書類を供 え置いた日から3 年を経過するまで 保存	
		② 建築士事務所賠償保険等に加入している場合は、証書等が委託しようとする建築主に閲覧させる事ができる状態ですか	(1)適 (2)否	閲覧書類を確認	
【12】	重要事項説明等の実施について (法第24条の7)	① 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結する前に、管理建築士等が建築主に対して書面を交付し、説明をおこなっていますか	(1)適 (2)否		
		② 管理建築士等は、説明をするときに、建築主に対して、建築士免許証(原本)を提示していますか	(1)適 (2)否		
		③ 重要事項説明書(控)を保存していますか	(1)適 (2)否	法的義務はない が、保存が望まし い	
【13】	書面の交付義務について (法第24条の8)	① 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結した時、所定の書面を当該委託者に交付していますか	(1)適 (2)否	書面を確認	
		② 書面に次の事項が記載されていますか (契約書に記載されている場合でも可)			
		・ 設計又は工事監理の種類及びその内容	(1)適 (2)否		
		・ 設計又は工事監理の実施の期間及び方法	(1)適 (2)否		
		・ 報酬の額及び支払の時期	(1)適 (2)否		
		・ 契約の解除に関する事項	(1)適 (2)否		
		・ 建築士事務所の名称及び所在地	(1)適 (2)否		
		・ 契約の年月日	(1)適 (2)否		
		・ 契約の相手方の氏名又は名称	(1)適 (2)否		
		・ 設計又は工事監理に従事する建築士及び建築設備資格者の氏名	(1)適 (2)否		
・ 設計又は工事監理の一部を委託する場合の委託に係る設計又は工事監理の概要・受託者の氏名又は名称及び住所	(1)適 (2)否				
・ 事務所の開設者の記名押印又は署名	(1)適 (2)否				
【14】	講習の受講について	① 管理建築士(資格取得)講習(法第24条第2項)を受講していますか	(1)適 (2)否		
		② 所属建築士に対して、定期講習(法第22条の2)を受講させるよう努めていますか	(1)適 (2)否	管理建築士を含め全ての所属建築士に受講義務	

【調査員の意見又は指示した事項】	
<input type="checkbox"/> 登録事項に変更があるので、変更の届出等をする事。	(法第23条の5第1項)
<input type="checkbox"/> 専任の建築士が管理すること。	(法第24条第1項)
<input type="checkbox"/> 定められた事項を記載した帳簿の備え付けをする事。	(法第24条の4第1項)
<input type="checkbox"/> 業務に関する図書を15年以上保存すること。	(法第24条の4第2項)
<input type="checkbox"/> 見やすい位置へ標識を掲示すること。	(法第24条の5)
<input type="checkbox"/> 設計図書へ、建築士種別表示及び記名押印を行うこと。	(法第20条第1項)
<input type="checkbox"/> 構造計算安全証明書を委託者に交付すること。	(法第20条第2項)
<input type="checkbox"/> 建築主への工事監理報告を文書にて行うこと。	(法第20条第3項)
<input type="checkbox"/> 設計図書及び工事監理報告書にその意見を記載すること。	(法第20条第5項)
<input type="checkbox"/> 設計図書へ、構造（設備）設計一級建築士である旨の表示を行うこと。	(法第20条の2（3）第1項)
<input type="checkbox"/> 構造（設備）設計一級建築士以外の一級建築士が構造（設備）設計を行ったときは、法適合確認を求めること。	(法第20条の2（3）第2項)
<input type="checkbox"/> 法適合確認を求められたときは、設計図書へ構造（設備）一級建築士である旨を表示して記名押印を行うこと。	(法第20条の2（3）第3項)
<input type="checkbox"/> 法適合確認を求めた一級建築士から、請求があったときは、構造（設備）一級建築士免許証を提示すること。	(法第20条の2（3）第3項)
<input type="checkbox"/> 設計等の業務に関する報告書を提出すること。	(法第23条の6)
<input type="checkbox"/> 自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませないこと。	(法第24条の2)
<input type="checkbox"/> 設計又は工事監理に関する業務を建築士事務所以外に委託しないこと。	(法第24条の3)
<input type="checkbox"/> 実績等を記載した書類を閲覧できるように作成すること。	(法第24条の6)
<input type="checkbox"/> 定められた事項を記載した重要事項説明書を建築主に交付し、説明を行うこと。	(法第24条の7)
<input type="checkbox"/> 設計・工事監理受託契約を締結したときに所定の書面を委託者に交付すること。	(法第24条の8)
<input type="checkbox"/> 管理建築士の指定講習を受講すること。	(法第24条第2項)
<input type="checkbox"/> 所属建築士に定期講習を受講させること。	(法第22条の2)

H25.2.1改正

◎建築士法26条の2により、三重県では建築士事務所の適正運営を確認するため、事務所更新を契機に県内の全建築士事務所に立入調査を行います。立入調査の詳細については、以下のフロー図をご確認下さい。

